平成２５年（フ）第３１号
愛知県日進市栄四丁目1202番地　ライフウエルズ日進Ｋ－１
破産者　藤田　智之
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３２号
岐阜市長住町７丁目４番地
破産者　佐藤　栄寿
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７５８号
名古屋市西区八筋町73番地
破産者　佐藤　　誠
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８４５号
名古屋市千種区揚羽町１丁目23番地の１　茶屋ケ坂公園ハイツＢ―304号
破産者　橋本　　康
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８５９号
名古屋市東区大幸３丁目10番21号　ルミナス大幸Ⅱ
破産者　近藤　雄嗣
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７６号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字梅ノ木原49番地の１
破産者　前田　安夫
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３０２号
京都市山科区栗栖野打越町５番地　シャトレ森田205号
破産者　大野木隆之
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５５０号
京都府城陽市寺田宮ノ平３番地の154
破産者　足立　宏一
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
兵庫県三木市福井３丁目３番22号、従前の住所京都府亀岡市畑野町千ケ畑高橋２番地140
破産者　岡崎　正人
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２２号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番11―101号、従前の住所神戸市灘区摩耶海岸通１丁目１番３―417号
破産者　山本　雅樹
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４８号
神戸市垂水区学が丘７丁目１番10―21号
破産者　浦川　嘉雄
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７９５号
広島市西区井口５丁目26番19号
破産者　中川　幸彦（旧姓岡田）
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８０９号
広島市南区東雲３丁目７番12―401号、申立時の住所広島市南区東雲３丁目15番16―４号
破産者　加藤　洋二
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８３２号
広島県廿日市市平良山手６番８―306号
破産者　山崎　友博
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１３８号
広島市安芸区中野２丁目26番40―10号
破産者　田上　　賢
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６５号
広島市安佐南区緑井３丁目15番30号
破産者　谷口　泰弘
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２６５号
広島市東区中山上２丁目２番４号
破産者　高橋　芳博
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７号
福岡県うきは市吉井町宮田577番地１
破産者　中野眞里子
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第７２号
福岡県みやま市瀬高町長田2317番地８
破産者　吉野工業こと　田中　勝幸
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第４号
北海道十勝郡浦幌町字合流134番地１
破産者　小島　勇一
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

第明治三十二種郵便物認可